



平成 19 年 8 月 3 日

各 位

上場会社名 株式会社フレームワークス
代表者名 代表取締役社長 田中純夫
(コード番号 3740 東証マザーズ)
問合わせ先 取締役 石神成夫
TEL 054-286-5411 (代表)

平成 19 年 5 月期 計算書類に対する監査意見不表明について

平成 19 年 5 月期の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当社は 2 期連続の収益赤字を計上し、平成 19 年 5 月期末において債務超過の状態となっていることから、計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失 639,693 千円、経常損失 669,928 千円、当期純損失 901,160 千円を計上しており、当連結会計年度においては営業損失 702,736 千円、経常損失 754,769 千円、当期純損失 1,477,123 千円を計上し、当連結会計年度末において 696,157 千円の債務超過の状態となっております。また、当連結会計年度の経営成績によって、平成 18 年 7 月 25 日に発行いたしました第 1 回無担保社債(平成 19 年 5 月末残高 585,000 千円)の財務制限条項に抵触しております。さらに取引銀行の要請により短期借入金の一部について返済を行いました。当該状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当該状況を解消すべく、当社はあらためてパッケージベンダーとしての事業構造のあり方を見直すとともに、採算性、必要性、成長性を厳しく査定したコスト削減を断行いたします。加えて、当社の主力製品である物流センター管理システムを更に改善・進化させるとともに、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを無駄なく活用することにより、生産性の向上に徹底的に取り組んでまいります。

また、グループ各社の明確な役割の下、グループ会社間の連携を強化し、ソリューションラインナップ、販売力、サービス力、製品開発力など、当社グループが一体となって顧客企業のサプライチェーン・マネジメントの構築・実現を支援するための総合力を高め、着実な収益を確保するための改革を行ってまいります。

財務面におきましては、債務超過の早期解消および上記財務制限条項付社債の償還資金を確保して財務状態を安定させるために、当社は第三者割当増資を検討しており、株式会社 MIT Corporate Advisory Services 及び特定の事業会社との交渉を開始しております。当該事業会社とは単なる財務面での関係に留まらず、事業上の連携を強化して、事業シナジーを創出するための関係を積極的に構築してまいりたいと考えております。また、当社は、第三者割当増資の早期実施はもとより、手元資金及び借入金の借換等を含め資金不足等の深刻な事態が発生することのないよう、取引金融機関の皆様に対して一定の理解を要請してまいります。

当社グループの事業継続は、上記の経営改革と交渉中の第三者割当増資の実現及び取引金融機関のご協力に依存しておりますが、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を連結計算書類には反映しておりません。

企業の計算書類(会社法規定)や財務諸表(証券取引法規定)は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として

作成されておりますが、上記に記載のとおり、当社の継続企業の前提は「経営改革」、「第三者割当増資」、「取引金融機関のご協力」の実現に依存していると認識しております。

このたび、定時株主総会の招集通知に付される計算書類の監査において、会計監査人である監査法人トーマツは、当社の継続企業の前提である「経営改革」、「第三者割当増資」、「取引金融機関のご協力」が確実に実現されることについて、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、会社法第436条第2項第1号および会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フレームワークスの平成18年6月1日から平成19年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社の事業の継続は第三者割当増資の実現及び取引金融機関の協力を依存しているが、会社はその実現及び協力を確定するに至っていない。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議いたします。

4. 財務諸表（有価証券報告書）における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類の監査時点（本日受領した平成19年8月2日付監査報告書）におけるものであります。

財務諸表（有価証券報告書）につきましては、平成19年8月31日の提出に向けて、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、平成19年7月19日開示の内容に沿って、株式会社MIT Corporate Advisory Servicesもしくは同社が管理運営するファンドに加え事業会社との第三者割当増資について交渉しております。本増資の早期決定・実施による経営計画の良化および取引金融機関の円滑な取引関係の構築を経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以上